

# 鉏路地区吹奏楽連盟表彰規定

平成23年6月29日 制 定

## (目的)

1. この規定は、創立50周年記念事業を機に、鉏路・根室管内の吹奏楽の活動や吹奏楽連盟の運営を通じて顕著に貢献した団体又は個人に対して感謝の意を表すとともに、今後の鉏路地区の吹奏楽並びに管・打楽器による音楽の普及向上や文化の振興に寄与することを目的とする。

## (対象)

2. 表彰の対象は次の団体又は個人とする。
  - (1) 団体表彰 団体としてその運営に優れ、多大な業績を挙げるとともに、鉏路根室管内の吹奏楽並びに音楽文化の向上に寄与し、地区吹奏楽連盟の範とする団体
  - (2) 個人表彰
    - ア. 鉏路地区吹奏楽連盟の運営推進に献身的活動を続け、その功績が顕著な者
    - イ. 個人として鉏路根室管内の吹奏楽並びに音楽文化の向上に大きく貢献した者